

第 3 2 回総会議事録

<開催日> 令和 5 年 3 月 7 日（火曜）

<開催場所> 木更津市役所 朝日庁舎（会議室 A 1 ・ A 2）

<会議に付した議案等>

日程第 1 議事録署名委員の指名

日程第 2 報告第 4 4 3 号～報告第 4 6 1 号

農地法第 3 条の 3 届出 7 件

農地法第 4 条届出 2 件

農地法第 5 条届出 1 0 件

日程第 3 報告第 4 6 2 号～報告第 4 6 8 号 農地の転用事実等に関する照会 7 件

日程第 4 報告第 4 6 9 号～報告第 4 7 1 号 農地法第 1 8 条第 6 項等通知 3 件

日程第 5 議案第 2 1 8 号～議案第 2 2 3 号 農地法第 3 条許可申請 6 件

日程第 6 議案第 2 2 4 号～議案第 2 3 1 号 農地法第 5 条許可申請 8 件

日程第 7 議案第 2 3 2 号 木更津市農用地利用集積計画の決定について
（令和 4 年度第 1 2 次計画分） 1 件

日程第 8 議案第 2 3 3 号 「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」
の作成について 1 件

日程第 9 議案第 2 3 4 号 木更津市農業委員会の所管に係る個人情報
の保護に関する法律等施行規程について 1 件

日程第 1 0 議案第 2 3 5 号 市長が定める要綱について（木更津市農業
委員会の委員の選任に関する要綱の一部
を改正する告示について） 1 件

日程第 1 1 議案第 2 3 6 号 木更津市農地利用最適化推進委員の選任に
関する要綱の一部を改正する告示について 1 件

<出席委員>

1 番	山口 登志雄	2 番	山口 進	3 番	杉山 孝
4 番	竹内 和雄	5 番	齋藤 洋一	7 番	篠田 一男
8 番	平野 眞一	9 番	金子 一夫	10 番	地曳 功一
11 番	庄司 英実	12 番	江尻 幸子	13 番	高橋 勇
14 番	清水 宏益	15 番	林 憲司	16 番	吉田 和義
17 番	安藤 一男	18 番	地曳 昭裕		

以上 17 人 出席

<遅刻委員> 無し

<欠席委員> 無し

<傍聴者> 無し

<事務局出席者>

事務局長	石井 彰一	係長	加藤 進哉	主査	吉野 慶太
主任主事	近藤 綾香	主任主事	角谷 春香		

<午後 3 時 00 分開会>

委員の皆様には、お忙しいところ、総会への出席を頂き、ありがとうございます。
新型コロナウイルス感染症対策として、時間短縮のためにも、スムーズな議事進行に、ご理解ご協力を頂きたく、お願い申し上げます。

それでは、ただ今から、第32回総会を開催いたします。
本日の出席委員は17名であり、会議は成立していることを報告いたします。
本日の議事日程につきましては、既にお配りした議案書及び別冊議案書記載のとおりです。

それでは、日程に入ります。
日程第1 議事録署名委員の指名につきましては、議席5番齋藤洋一委員と議席14番清水宏益委員を指名いたします。
書記には事務局職員、吉野主査を任命いたします。

次に、日程第2 報告第443号から報告第461号、3ページから7ページの農地法第3条の3の届出7件、農地法第4条の届出2件、農地法第5条の届出10件についての報告でございます。
本件は、事務局長専決に基づくものであり、事務局長から報告を受け、これを受理したので報告いたします。

次に、日程第3 報告第462号から報告第468号、8ページから9ページの農地の転用事実等に関する照会7件についての報告でございます。
本件は、法務局や税務署より農地の現況や転用許可の有無等の照会に対して、調査結果等を報告するものであり、調査結果等につきましては、記載のとおりでございます。

次に、日程第4 報告第469号から報告第471号、10ページの農地法第18条第6項等の通知3件の報告でございます。
本件は、農地の賃借権及び使用貸借権を合意により解約を行ったものを報告するものであります。
農業委員会に提出のありました合意解約の通知については、記載のとおりでございます。

次に、日程第5 議案第218号から議案第223号、11ページから12ページの農地法第3条の許可申請6案件について、議題に供します。
事務局の説明を求めます。

議案第218号から議案第223号、農地法第3条許可申請6案件について、ご説明いたします。
なお、事務局説明後、地区担当委員の方からは、農地法第3条第2項の許可要件のうち該当する第1号の全部効率利用要件、第4号の農作業に常時従事する要件、第5号の耕作地の面積が50アール以上の要件、第7号の権利を取得する農地が農地の集団化、農作業の効率化等、周辺地域における効率的かつ総合的な利用に関する要件等について、補足説明をお願いします。

初めに、議案第218号ですが、申請箇所は、3条位置図1の下烏田地先の農地になります。
農業経営の拡大を図る譲受人の要望により、譲渡人との間で協議が整い申請されたもので、売買による所有権移転をするものです

続いて、議案第219号ですが、申請箇所は、3条位置図2の真里地先の農地になります。
農業経営の拡張を図る譲受人の要望により譲渡人との間で協議が整い申請されたもので、贈与による所有権移転をするものです。

事務局

続いて、議案第220号ですが、申請箇所は、3条位置図3の真里地先の農地になります。
農業経営の拡張を図る譲受人と、耕作が困難な譲渡人との間で協議が整い申請されたもので、贈与による所有権移転をするものです。

続いて、議案第221号ですが、申請箇所は、3条位置図4の戸国地先の農地になります。
農業経営の拡張を図る譲受人と、耕作が困難な譲渡人との間で協議が整い申請されたもので、売買による所有権移転をするものです。

続いて、議案第222号ですが、申請箇所は、3条位置図5の下郡地先の農地になります。
農業経営の拡張を図る譲受人の要望により、譲渡人との間で協議が整い申請されたもので、売買による所有権移転をするものです。

続いて、議案第223号ですが、申請箇所は、3条位置図6の下郡地先の農地になります。
農業経営の拡張を図る譲受人と、耕作が困難な譲渡人との間で協議が整い申請されたもので、贈与による所有権移転をするものです。
以上で、事務局の説明を終わります。

議長

続いて、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。
初めに、議案第218号について、清水委員をお願いします。

清水委員

議案第218号について、調査してまいりましたのでご説明いたします。
本件は、農業経営の拡張のため申請がされたものです。
譲受人は現在■■歳、農業従事日数は年間約160日で、約7,460平方メートルの農地を家族2人で耕作しています。
農業機械はトラクター・耕うん機・軽トラック等を所有しており、自作地の全てについて耕作しています。
申請地は畑であり、露地野菜等を作付けすることと、周辺の地域への支障を及ぼす恐れは無いと思われます。
以上のことから農地法第3条第2項の許可基準を満たしており、適当であると判断いたしました。
ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

続いて、議案第219号から議案第221号について、金子委員をお願いします。

金子委員

初めに、議案第219号について、調査してまいりましたのでご説明いたします。
本件は、農業経営の拡張のため申請がされたものです。
譲受人は現在■■歳、農業従事日数は年間約250日で、約6,684平方メートルの農地を1人で耕作しています。
農業機械は田植え機・コンバイン・耕うん機等を所有しており、自作地の全てについて耕作しています。
申請地の地目は畑になっておりますが、整備して田として使う予定であり、周り一帯も田であることから、周辺の地域への支障を及ぼす恐れは無いと思われます。
以上のことから農地法第3条第2項の許可基準を満たしており、適当であると判断いたしました。
ご審議のほど、よろしくお願いします。

続いて、議案第220号について、調査してまいりましたのでご説明いたします。
本件は、農業経営の拡大のため申請がされたものです。
譲受人は現在■■歳、農業従事日数は年間約250日で、約41,564平方メートルの農地を家族3人で耕作しています。

金子委員

農業機械はトラクター・耕うん機・農業用トラック等を所有しており、自作地の全てについて耕作しています。

申請地は畑であり、オクラを作付けすることと、周辺の地域への支障を及ぼす恐れは無いと思われます。

以上のことから農地法第3条第2項の許可基準を満たしており、適当であると判断いたしました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

続いて、議案第221号について、調査してまいりましたので、ご説明いたします。

本件は、農業経営の拡張のため申請がされたものです。

譲受人は現在■■歳、農業従事日数は年間約100日で、24,492平方メートルの農地を家族2人で耕作しています。

農業機械はトラクター・田植え機・コンバイン等を所有しており、自作地の全てについて耕作しています。

申請地は畑ですが、整備して田として使う予定であり、隣接する所有地と一体で耕作するため、周辺の地域への支障を及ぼす恐れは無いと思われます。

以上のことから農地法第3条第2項の許可基準を満たしており、適当であると判断いたしました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

続いて、議案第222号について、林委員お願いします。

林委員

議案第222号について、調査してまいりましたのでご説明いたします。

本件は、農業経営の拡張のため申請がされたものです。

譲受人は現在■■歳、農業従事日数は年間約100日で、約13,079平方メートルの農地を家族2人で耕作しています。

農業機械はトラクター・農業用トラック等を所有しており、自作地の全てについて耕作しています。

申請地は蓮田と畑であり、蓮田にはレンコン、畑にはネギを作付けする計画であり、周辺の地域への支障を及ぼす恐れは無いと思われます。

以上のことから農地法第3条第2項の許可基準を満たしており、適当であると判断いたしました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

続いて、議案第223号について、山口登志雄委員お願いします。

山口登志雄委員

議案第223号について、調査してまいりましたのでご説明いたします。

本件は、農業経営の拡張のため申請がされたものです。

譲受人は現在■■歳、農業従事日数は年間約280日で、約15,471平方メートルの農地を家族2人で耕作しています。

農業機械はトラクター・コンバイン等を所有しており、自作地の全てについて耕作しています。

申請地は畑であり、大豆を作付けすることと、周辺の地域への支障を及ぼす恐れは無いと思われます。

以上のことから農地法第3条第2項の許可基準を満たしており、適当であると判断いたしました。

議長

以上で、説明が終わりました。

ただ今の事務局並びに地区担当委員の説明について、質問・意見等がございましたらお願いします。

議長

ご意見等も無いようですので、初めに、議案第218号から議案第222号の5案件について、一括で採決したいと思います。ご異議はございませんか。

〈 異議無しの声 〉

ご異議も無いようですので、採決いたします。

議案第218号から議案第222号、農地法第3条許可申請5案件について、許可に賛成の方は挙手願います。

〈 全員挙手 〉

挙手全員であります。

よって、議案第218号から議案第222号は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第223号について、採決いたします。

なお、本案件には、■■■■■にかかる計画がありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の議事参与の制限により、■■■■■は退席をお願いします。

それでは、採決いたします。

議案第233号、農地法第3条の許可申請について、許可に賛成の方は挙手願います。

〈 全員挙手 〉

挙手全員であります。

よって、議案第233号は、許可と決定いたします。

それでは、退席されております■■■■■には、お戻り願います。

次に、日程第6 議案第224号から議案第231号、13ページから14ページの農地法第5条の許可申請8案件について、議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第224号から議案第231号、農地法第5条許可申請の8案件について、ご説明いたします。

初めに、議案第224号ですが、申請箇所は、転用位置図5-1の中島地先の農地になります。

申請目的は、建売分譲住宅として転用するもので、農地転用を伴う所有権移転の許可申請となっております。

農地区分については、市街化区域に近接する区域内にある農地で、その規模がおおむね10ヘクタール未満の規模であることから、第2種農地と判断いたしました。

次に、一般基準のうち申請目的実現の確実性について、順にご説明いたします。

資金計画ですが、建設費等の費用は約■■■■■■■■円となっており、それに対し自己資金で賄う計画であり、金融機関の残高証明書により確認済です。

転用行為の支障となる権利者ですが、土地登記事項証明書及び農地台帳により確認し、支障となる権利者は無いことを確認いたしました。

次に、許可後遅滞なく申請に係る用途に供するかについてですが、令和6年3月末までに完成する計画となっており、許可後遅滞なく事業に着手するものと思われます。

最後に、行政庁の許認可等の状況ですが、開発行為に係る事前協議票等も添付され、確認したところ問題ないものと思われます。

次に、議案第225号ですが、申請箇所は、転用位置図5－2の本郷地先の農地になります。申請目的は、専用住宅として転用するもので、農地転用を伴う使用貸借権設定の許可申請となっております。

農地区分については、市街化区域に近接する区域内にある農地で、その規模がおおむね10ヘクタール未満の規模であることから、第2種農地と判断いたしました。

次に、一般基準のうち申請目的実現の確実性について、順にご説明いたします。

資金計画ですが、建設費等の費用は約■■■■■■■■円となっており、それに対し自己資金で賄う計画であり、金融機関の残高証明書により確認済です。

転用行為の支障となる権利者ですが、土地登記事項証明書及び農地台帳により確認し、支障となる権利者は無いことを確認いたしました。

次に、許可後遅滞なく申請に係る用途に供するかについてですが、令和5年7月末までに完成する計画となっており、許可後遅滞なく事業に着手するものと思われます。

最後に、行政庁の許認可等の状況ですが、開発行為に係る許可申請書の写しも添付され、確認したところ問題ないものと思われます。

次に、議案第226号ですが、申請箇所は、転用位置図5－3の畑沢地先の農地になります。

申請目的は、専用住宅及び車庫として転用するもので、農地転用を伴う所有権移転の許可申請となっております。なお、本案件については隣地に存在する住居が、前面道路の拡幅工事に伴い除却する必要があることから、本土地に移転するための申請になります。

農地区分については、農地の広がり10ヘクタール未満で小集団の農地であることから、第2種農地と判断いたしました。

次に、一般基準のうち申請目的実現の確実性について、順にご説明いたします。

資金計画ですが、建設費等の費用は約■■■■■■■■円となっており、それに対し収用事業に伴う損失補償金で賄う計画であり、補償総括表により確認済です。

転用行為の支障となる権利者ですが、土地登記事項証明書及び農地台帳により確認し、支障となる権利者は無いことを確認いたしました。

次に、許可後遅滞なく申請に係る用途に供するかについてですが、令和5年12月までに完成する計画となっており、許可後遅滞なく事業に着手するものと思われます。

最後に、行政庁の許認可等の状況ですが、開発行為に係る事前協議票等も添付され、確認したところ問題ないものと思われます。

次に、議案第227号ですが、申請箇所は、転用位置図5－4の伊豆島地先の農地になります。

申請目的は、駐車場として転用するもので、農地転用を伴う所有権移転の許可申請となっております。

農地区分については、農地の広がり10ヘクタール未満で小集団の農地であることから、第2種農地と判断いたしました。

次に、一般基準のうち申請目的実現の確実性について、順にご説明いたします。

資金計画ですが、整地費等の費用は約■■■■■■■■円となっており、それに対し金融機関からの借入金及び自己資金で賄う計画であり、それぞれ金融機関の融資証明書、本人口座により確認済です。

転用行為の支障となる権利者ですが、土地登記事項証明書及び農地台帳により確認し、支障となる権利者は無いことを確認いたしました。

最後に、許可後遅滞なく申請に係る用途に供するかについてですが、許可日から半年で完成する計画となっており、許可後遅滞なく事業に着手するものと思われ、問題ないものと思われます。

次に、議案第228号及び議案第229号ですが、関連案件のため一括して、ご説明いたします。

事務局

申請箇所は、転用位置図5-5の真里谷地先の農地になります。
申請目的は、車両置場及び資材置場として転用するもので、農地転用を伴う所有権移転の許可申請となっております。
農地区分については、農地の広がり10ヘクタール未満で小集団の農地であることから、第2種農地と判断いたしました。
次に、一般基準のうち申請目的実現の確実性について、順にご説明いたします。
資金計画ですが、整地費等の費用は約■■■■■■■■円となっており、それに対し自己資金で賄う計画であり、金融機関の残高証明書により確認済みです。
転用行為の支障となる権利者ですが、土地登記事項証明書及び農地台帳により確認し、支障となる権利者は無いことを確認いたしました。
最後に、許可後遅滞なく申請に係る用途に供するかについてですが、令和5年9月末頃までに完成する計画となっており、許可後遅滞なく事業に着手するものと思われ、問題ないものと思われま

次に、議案第230号ですが、申請箇所は、転用位置図5-6の真里谷地先の農地になります。
申請目的は、太陽光発電施設として転用するもので、農地転用を伴う所有権移転の許可申請となっております。なお、本件は隣接する山林部分と一体の事業計画となっております。
農地区分については、農地の広がり10ヘクタール未満で小集団の農地であることから、第2種農地と判断いたしました。
次に、一般基準のうち申請目的実現の確実性について、順にご説明いたします。
資金計画ですが、建設費等の費用は約■■■■■■■■円となっており、それに対し自己資金で賄う計画であり、口座残高により確認済みです。
転用行為の支障となる権利者ですが、土地登記事項証明書及び農地台帳により確認し、支障となる権利者は無いことを確認いたしました。
次に、許可後遅滞なく申請に係る用途に供するかについてですが、許可後半年以内に完成する計画となっており、許可後遅滞なく事業に着手するものと思われま

次に、議案第231号ですが、申請箇所は、転用位置図5-7の茅野地先の農地になります。
申請目的は、太陽光発電施設として転用するもので、農地転用を伴う所有権移転の許可申請となっております。
農地区分については、農地の広がり10ヘクタール未満で小集団の農地であることから、第2種農地と判断いたしました。
次に、一般基準のうち申請目的実現の確実性について、順にご説明いたします。
資金計画ですが、建設費等の費用は約■■■■■■■■円となっており、それに対し自己資金で賄う計画であり、口座残高により確認済みです。
転用行為の支障となる権利者ですが、土地登記事項証明書及び農地台帳により確認し、支障となる権利者は無いことを確認いたしました。
次に、許可後遅滞なく申請に係る用途に供するかについてですが、許可後半年以内に完成する計画となっており、許可後遅滞なく事業に着手するものと思われま

最後に、他法令の状況ですが、売電に係る契約書等も添付され、確認したところ問題ないものと思われま

以上で、事務局の説明を終わります。

続いて、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。
初めに、議案第224号について、高橋委員をお願いします。

議長

高橋委員

議案第224号について、推進委員と共に、申請地の調査及び転用事業者から事情を聴取し

高橋委員

てまいりましたので、周辺農地の営農条件への支障について、許可基準に沿って、順次ご説明いたします。

まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、周囲を土留めで囲うため土砂の流出等は起きないと思われます。

次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、雨水は宅内に雨水を設置し新設道路側溝へ放流し、汚水は合併浄化槽で処理した後に、新設道路側溝へ放流する計画のため問題は生じないと思われます。

次に、申請地が集団的に存在する農地について、分断する恐れがないかですが、隣接する営農中の農地は無いため問題はないと思われます。

次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、隣接する営農中の農地は無いため問題はないと思われます。

最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、農道は使用しないため問題はないと思われます。

以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われますので、当該申請は適当と判断いたしました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

続いて、議案第225号については、私から説明いたします。

安藤委員

議案第225号について、推進委員と共に、申請地の調査及び転用事業者から事情を聴取してまいりましたので、周辺農地の営農条件への支障について、許可基準に沿って、順次ご説明いたします。

まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、周囲をコンクリート擁壁で囲うため土砂の流出等は起きないと思われます。

次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、雨水は宅内に雨水枡を設置し、既存の道路側溝に放流、汚水は合併浄化槽で処理後、既存の道路側溝へ放流する計画のため問題は生じないと思われます。

次に、申請地が集団的に存在する農地について、分断する恐れがないかですが、隣接する営農中の農地は無いため問題はないと思われます。

次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、隣接する営農中の農地は無いため問題はないと思われます。

最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、農道は使用しないため問題はないと思われます。

以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われますので、当該申請は適当と判断いたしました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

続いて、議案第226号について、清水委員お願いします。

清水委員

議案第226号について、推進委員と共に、申請地の調査及び転用事業者から事情を聴取してまいりましたので、周辺農地の営農条件への支障について、許可基準に沿って、順次ご説明いたします。

まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、周辺は譲受人の所有地であり一体として利用し、建物建築面積の土盛りであるため土砂の流出等は起きないと思われます。

次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、排水は無く、雨水は自然浸透により処理するため問題は生じないと思われます。

次に、申請地が集団的に存在する農地について、分断する恐れがないかですが、周辺に農地は無いため問題はないと思われます。

次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、周辺に農地は無いため問題はないと思われます。

清水委員	最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、農道は使用せず自身の土地を進上路として利用するため問題はないと思われます。 以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われますので、当該申請は適当と判断いたしました。 ご審議のほど、よろしくお願いします。
議長	続いて、議案第227号について、地曳功一委員お願いします。
地曳功一委員	議案第227号について、推進委員と共に、申請地の調査及び転用事業者から事情を聴取してまいりましたので、周辺農地の営農条件への支障について、許可基準に沿って、順次ご説明いたします。 まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、盛土は行わず、表面に碎石を敷くのみのため土砂の流出等は起きないと思われます。 次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、排水は無く、雨水は自然浸透により処理するため問題は生じないと思われます。 次に、申請地が集团的に存在する農地について、分断する恐れがないかですが、隣接する営農中の農地は無いため問題はないと思われます。 次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、隣接する営農中の農地は無いため問題はないと思われます。 最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、農道は使用しないため問題はないと思われます。 以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われますので、当該申請は適当と判断いたしました。 ご審議のほど、よろしくお願いします。
議長	続いて、議案第228号から議案第231号について、金子委員お願いします。
金子委員	初めに、議案第228号及び議案第229号について、推進委員と共に、申請地の調査及び転用事業者から事情を聴取してまいりましたので、周辺農地の営農条件への支障について、許可基準に沿って、順次ご説明いたします。 まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、盛土は行わず、表面に碎石を敷くのみのため土砂の流出等は起きないと思われます。 次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、排水は無く、雨水は自然浸透により処理するため問題は生じないと思われます。 次に、申請地が集团的に存在する農地について、分断する恐れがないかですが、隣接する営農中の農地は無いため問題はないと思われます。 次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、隣接する営農中の農地は無いため問題はないと思われます。 最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、農道は使用しないため問題はないと思われます。 以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われますので、当該申請は適当と判断いたしました。 ご審議のほど、よろしくお願いします。 続いて、議案第230号について、推進委員と共に、申請地の調査及び転用事業者から事情を聴取してまいりましたので、周辺農地の営農条件への支障について、許可基準に沿って、順次ご説明いたします。 まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、盛土は行わず、整地のみのため土砂の流出等は起きないと思われます。 次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、排水は無く、雨水は自然浸透により

金子委員

処理するため問題は生じないと思われます。

次に、申請地が集团的に存在する農地について、分断する恐れがないかですが、隣接する営農中の農地は無いため問題はないと思われます。

次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、隣接する営農中の農地は無いため問題はないと思われます。

最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、農道は使用しないため問題はないと思われます。

以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われますので、当該申請は適当と判断いたしました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

続いて、議案第231号について、推進委員と共に、申請地の調査及び転用事業者から事情を聴取してまいりましたので、周辺農地の営農条件への支障について、許可基準に沿って、順次ご説明いたします。

まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、盛土は行わず、整地のみのため土砂の流出等は起きないと思われます。

次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、排水は無く、雨水は自然浸透により処理するため問題は生じないと思われます。

次に、申請地が集团的に存在する農地について、分断する恐れがないかですが、隣接する営農中の農地は無いため問題はないと思われます。

次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、隣接する営農中の農地は無いため問題はないと思われます。

最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、農道は使用しないため問題はないと思われます。

以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われますので、当該申請は適当と判断いたしました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

以上で、説明が終わりました。

ただ今の事務局並びに地区担当委員の説明について、質問・意見等がございましたらお願いします。

ご意見等も無いようですので、議案第224号から議案第231号の8案件について、一括で採決したいと思います。ご異議はございませんか。

〈 異議無しの声 〉

ご異議も無いようですので、一括採決いたします。

議案第224号から議案第231号、農地法第5条の許可申請8案件について、許可に賛成の方は挙手願います。

〈 全員挙手 〉

挙手全員であります。

よって、議案第224号から議案第231号は、許可相当として知事に意見書を送付いたします。

次に、日程第7 議案第232号、15ページから23ページの木更津市農用地利用集積計画の決定について、令和4年度第12次計画分を議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局	議案第232号、木更津市農用地利用集積、令和4年度第12次計画の決定について、ご説明いたします。 本案件は、令和5年2月27日付けで、木更津市長から農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、当該計画の決定を求められているものであります。 それでは、議案書の利用明細書に沿ってご説明いたします。 今回の計画は、計画1から計画21となっております。 利用目的は、計画1から計画21の全てが水稻を作付けする計画となっております。 利用権設定の種類は計画1から計画21の全てが賃借権の設定となっております。 利用権設定期間は、計画1から計画3が5年、計画4が6年、計画5が3年、計画6から計画21が10年となっております。 計画合計数は、53筆67,007平方メートルとなっております。 以上で、事務局の説明を終わります。
議長	続いて、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。 初めに、計画1番から計画3番について、篠田委員をお願いします。
篠田委員	私から、計画番号1番から計画3番について、利用権の設定を受ける者が同一のため、ご説明いたします。 本件は、農業経営の拡張を図るに当り、当該農地を新規に借り受けるものです。 利用権の設定を受ける者の備えるべき要件についてですが、スクリーンに映し出されているとおり、耕作している農用地の面積、農作業従事日数、農機具の保有状況等から効率的に利用するものと思われます。 なお、申請地の現況は田で、水稻を作付けするとのことであります。 以上のことから、借受人は利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、問題ないものと思われます。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	続いて、計画4番について、地曳昭裕委員をお願いします。
地曳昭裕委員	私から、計画番号4番について、ご説明いたします。 本件は、農業経営の拡張を図るに当り、当該農地を新規に借り受けるものです。 利用権の設定を受ける者の備えるべき要件についてですが、スクリーンに映し出されているとおり、耕作している農用地の面積、農作業従事日数、農機具の保有状況等から効率的に利用するものと思われます。 なお、申請地の現況は田で、水稻を作付けするとのことであります。 以上のことから、借受人は利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、問題ないものと思われます。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	続いて、計画5番について、齋藤委員をお願いします。
齋藤委員	私から、計画番号5番について、ご説明いたします。 本件は、農業経営の拡張を図るに当り、当該農地を新規に借り受けるものです。 利用権の設定を受ける者の備えるべき要件についてですが、スクリーンに映し出されているとおり、耕作している農用地の面積、農作業従事日数、農機具の保有状況等から効率的に利用するものと思われます。 なお、申請地の現況は田で、水稻を作付けするとのことであります。 以上のことから、借受人は利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、問題ないものと思われます。

齋藤委員	ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	続いて、計画6番から計画9番について、杉山委員お願いします。
杉山委員	私からは、計画6番から計画9番について、利用権の設定を受ける者が同一のため、一括してご説明いたします。 本件は、農業経営の拡張を図るに当り、当該農地を新規に借り受けるものです。 利用権の設定を受ける者の備えるべき要件についてですが、スクリーンに映し出されているとおり、耕作している農用地の面積、農作業従事日数、農機具の保有状況等から効率的に利用するものと思われます。 なお、申請地の現況は田で、水稻を作付けすることです。 以上のことから、借受人は利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、問題ないものと思われます。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	続いて、計画10番について、清水委員お願いします。
清水委員	私から、計画番号10番について、ご説明いたします。 本件は、農業経営の拡張を図るに当り、当該農地を新規に借り受けるものです。 利用権の設定を受ける者の備えるべき要件についてですが、スクリーンに映し出されているとおり、耕作している農用地の面積、農作業従事日数、農機具の保有状況等から効率的に利用するものと思われます。 なお、申請地の現況は田で、水稻を作付けすることです。 以上のことから、借受人は利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、問題ないものと思われます。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	続いて、計画11番から計画21番について、平野委員お願いします。
平野委員	私からは、計画11番から計画21番について、利用権の設定を受ける者が同一のため、一括してご説明いたします。 本件は、農業経営の拡張を図るに当り、当該農地を新規に借り受けるものです。 利用権の設定を受ける者の備えるべき要件についてですが、スクリーンに映し出されているとおり、耕作している農用地の面積、農作業従事日数、農機具の保有状況等から効率的に利用するものと思われます。 なお、申請地の現況は田で、水稻を作付けすることです。 以上のことから、借受人は利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、問題ないものと思われます。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	以上で、説明が終わりました。 ただ今の事務局並びに地区担当委員の説明について、質問・意見等がございましたらお願いします。 ご意見等も無いようですので、採決いたします。 なお、本案件の第12次計画分には、■■■■と■■■■及び■■■■にかかる計画がありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の議事参与の制限により、■■■■と■■■■及び■■■■は退席をお願いします。 それでは、採決いたします。

議長

議案第232号、木更津市農用地利用集積計画の決定について、令和4年度第12次計画分を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〈 全員挙手 〉

挙手全員であります。

よって、議案第232号は、原案のとおり決定しましたので、市長宛にその旨を回答するものといたします。

それでは、退席されております■■■■と■■■■及び■■■■には、お戻り願います。

次に、日程第8 議案第233号、24ページの農地等の利用の最適化の推進に関する指針の作成について、議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第233号、農地等の利用の最適化の推進に関する指針の作成について、ご説明いたします。

本案件は、農業委員会等に関する法律第7条の規定に基づき、平成30年1月9日に策定いたしました、農地等の利用の最適化の推進に関する指針について、最終目標年度を令和5年としておりましたが、令和4年5月27日付けで農業委員会等に関する法律が改正され策定が義務化されたことに伴い、同法第7条に基づいて見直し作成するものでございます。

この指針は、農地利用の最適化の推進の3つの柱である、遊休農地の発生防止及び解消、担い手への農地利用の集積・集約化、新規参入の促進について、令和15年を最終目標とし委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行うものであります。

本来であれば、全体会議等を開催して直接意見聴取すべきところですが、今年度中の策定が義務化されており、急を要したため書面にて意見聴取させて頂き、提案させていただくものでございます。

なお、農業委員、推進委員の皆様は書面にて意見聴取させて頂いたところ、原案の修正を伴う特段の意見等はございませんでした。

内容の根拠に基づくご質問等については、皆様の机の上に回答書として取りまとめましたので、後ほどご確認ください。

それでは、議案書の24ページをご覧ください。

指針の内容でございますが、はじめに26ページの遊休農地の発生防止・解消についての目標ですが、令和15年4月時の遊休農地面積の目標を全国の農業委員会組織の共通目標に基づき0ヘクタールといたしました。

そのための方法といたしましては、農地の利用状況調査、利用意向調査を実施し、農地の適正な利用の確認を行い、その意向を踏まえて農地中間管理機構への貸付け手続きを行うこと、現況に応じて速やかな非農地判断を行うことに取り組んでまいりたいと思います。

また、今後策定されていく地域計画に取り組むことにより、解消されていくことを期待いたします。

続いて、27ページの担い手への農地利用集積目標でございますが、平成26年3月に千葉県が目標とする集積率を県内全農用地の51パーセントとしていることから、令和15年4月時の集積率を同様の51パーセントとし、集積面積を1,118ヘクタールと設定するものでございます。

そのための方法といたしましては、地域ごとの10年後の農業の在り方、将来像を描く地域計画の作成・見直しに取り組むこと、農地中間管理機構等の関係機関と連携し、農地の出し手、受け手の意向を踏まえたマッチングを行う等により農地の利用集積を進めたいと考えます。

続いて、28ページの新規参入の促進目標でございますが、令和2年度から令和4年度の直近3年間における年平均の数値を基に、毎年度2個人・1.4ヘクタール、2法人・2.0ヘクタールの増を想定し令和15年4月の目標を28個人・18.3ヘクタール及び28法人・26.0ヘクタールに設定するものでございます。

事務局	そのための方法といたしましては、農地中間管理機構等の関係機関と連携し、新規の参入希望者を把握し必要に応じて、相談等を実施してまいりたいと思います。 その他の修正では、国の示した様式に基づき令和5年度から法定化される地域計画や、点検・評価に関する方法を明記するものでございます。 以上で、事務局の説明を終わります。
議長	以上で、説明が終わりました。 ただ今の事務局の説明について、質問・意見等がございましたら、お願いします。 ご意見等も無いようですので、採決いたします。 議案第233号、農地等の利用の最適化の推進に関する指針の作成について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 〈 全員挙手 〉 挙手全員であります。 よって、議案第233号は、原案のとおり決定し、木更津市のホームページに掲載すると共に、千葉県に報告いたします。 次に、日程第9 議案第234号、別冊議案書の木更津市農業委員会の所管に係る個人情報の保護に関する法律等施行規程について、議題に供します。 事務局の説明を求めます。
事務局	議案第234号、木更津市農業委員会の所管に係る個人情報の保護に関する法律等施行規程について、ご説明いたします。 本案件は、国の法律である個人情報保護法が各自治体にも適用されるようになることから、これまで市独自で作成していた個人情報保護条例が廃止されます。 それに伴い、新たに木更津市個人情報の保護に関する法律、施行条例が作成されますが、農業委員会における個人情報の取扱いについても、その法律を準用して行う旨を制定するものになります。 以上で、事務局の説明を終わります。
議長	以上で、説明が終わりました。 ただ今の事務局の説明について、質問・意見等がございましたら、お願いします。 ご意見等も無いようですので、採決いたします。 議案第234号、木更津市農業委員会の所管に係る個人情報の保護に関する法律等施行規程について、原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。 〈 全員挙手 〉 挙手全員であります。 よって、議案第234号は、原案のとおり決定するものといたします。 次に、日程第10 議案235号、別冊議案書の市長が定める要綱について、木更津市農業委員会の委員の選任に関する要綱の一部を改正する告示について、議題に供します。 事務局の説明を求めます。
事務局	議案第235号、市長が定める要綱について、木更津市農業委員会の委員の選任に関する要綱の一部を改正する告示について、ご説明いたします。

事務局	本案件は、委員の任命に関するもので、不要と思われる文章を削る等、明確化を目的とした改正になります。詳しくは、新旧対照表をご確認ください。。 以上で、事務局の説明を終わります。
議長	以上で、説明が終わりました。 ただ今の事務局の説明について、質問・意見等がございましたら、お願いします。
地曳昭裕委員	はい。
議長	地曳昭裕委員、どうぞ。
地曳昭裕委員	新旧対照表の第2条を見ると本市に住所を有していなくてもよいのですか。
事務局	本市に住んでいなくても木更津市で農地を所有する農業者であれば、本市の農業事情もわかっているでしょうから、資格があり得ることになります。従って、本市に住所を有する農業者としては、無理に制限してしまいますので、このように修正いたしました。
地曳昭裕委員	他市に住んでいても木更津市で農業を行っていれば、木更津市の農業委員になれるということですか。
事務局	はい、なることができます。その市に住んでいるものでなくてはならないという規定はありません。
地曳昭裕委員	わかりました。
杉山委員	はい。
議長	杉山委員、どうぞ。
杉山委員	例えば、木更津市で広く農業を行っている外国籍の方は、候補者となり得るのでしょうか。
事務局	はい。地域に根ざして農業を行っている方で、選定において評価委員会で問題ないと判断されれば、外国籍の方でも可能です。外国籍の方からダメということはありません。
杉山委員	わかりました。
庄司委員	はい。
議長	庄司委員、どうぞ。
庄司委員	本市の区域内に農地を所有する農業者ということで、委員になれる範囲を広げていることだと思うのですが、近隣の市町村も同じような規定になっているのでしょうか。あるいは、県全体をみて、このような規定を作っている市町村がどのくらいあるのかおわかりでしたら教えてください。
事務局	はい。全部を確認している訳ではないのですが、近隣の君津、富津、袖ヶ浦の三市では同じようになっています。
庄司委員	わかりました。

議長

その他、ございますか。

ご意見等も無いようですので、採決いたします。

議案第235号、市長が定める要綱について、木更津市農業委員会の委員の選任に関する要綱の一部を改正する告示について、原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

〈 挙手多数 〉

挙手多数であります。

よって、議案第235号は、原案のとおり決定するものといたします。

次に、日程第11 議案236号、別冊議案書の木更津市農地利用最適化推進委員の選任に関する要綱の一部を改正する告示について、議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第236号、木更津市農地利用最適化推進委員の選任に関する要綱の一部を改正する告示について、ご説明いたします。

本案件は、推進委員の任命に関するもので、先程の議案第235号の改正と同様の改正を行うものになります。こちらも詳しくは、新旧対照表をご確認ください。

以上で、事務局の説明を終わります。

議長

以上で、説明が終わりました。

ただ今の事務局の説明について、質問・意見等がございましたら、お願いします。

ご意見等も無いようですので、採決いたします。

議案第236号、木更津市農地利用最適化推進委員の選任に関する要綱の一部を改正する告示について、原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

〈 挙手多数 〉

挙手多数であります。

よって、議案第236号は、原案のとおり決定するものといたします。

以上で、本日の報告事項並びに議案の審議は全て終了いたしました。

これをもちまして、第32回総会を閉会といたします。

終了時間は、午後4時2分であります。

以上をもって議事の顛末を記載し、相違ないことを証するため署名する。

令和5年3月7日

議 長

安 藤 一 男

議事録署名委員

齋 藤 洋 一

清 水 宏 益

